

高梁川流域「倉敷三斎市」開催規則

(開催趣旨)

第1条 古く三斎市、六斎市として定期市が開かれることによって賑わっていた倉敷の中心市街地活性化に資するとともに、くらしきTMOの事業として、倉敷市近郊及び高梁川流域の鮮魚や農産品、工芸品、郷土加工品等の販売や地域をPRすることで、地産地消と「高梁川流域連携中枢都市圏構想」の推進に貢献するため、朝市を開催する。

(名称及び朝市開催場所)

第2条 朝市の名称及び場所は、次のとおりとする。

名称 高梁川流域「倉敷三斎市」
朝市開催場所 倉敷駅前商店街周辺

(出店できる者の範囲)

第3条 高梁川流域「倉敷三斎市」へ出店できる者は、規則等を遵守し、倉敷で開催される朝市にふさわしいと、実行委員会が認めた者とする。

(販売品目)

第4条 高梁川流域「倉敷三斎市」で販売する品目は、鮮魚、花卉・園芸品、野菜・果物、またこれらを使った加工品、ふるさとの特産品、焼物・工芸品等とする。この場合において法令等により、販売を禁止されているものは、取り扱わないものとする。

(出店許可)

第5条 高梁川流域「倉敷三斎市」へ出店しようとする者は、実行委員会の許可を受けなければならない。

2 実行委員会は、朝市の管理上必要があると認めるときは、前項の許可に条件を付することができる。

(出店の取消し)

第6条 実行委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、前条の許可を取り消すことができる。

- (1) 法令、この規則又は許可の条件、別に定める「高梁川流域『倉敷三斎市』実行細則」に違反したとき。
- (2) その他特別な事由が生じたとき。

(開催日、時間)

第7条 高梁川流域「倉敷三斎市」の開催日及び時間は別に定める「高梁川流域『倉敷三斎市』実行細則」によるものとする。

(損害賠償)

第8条 出店者は、出店に際し周辺施設等を損傷したときは、直ちに原状に復し、又は損害を賠償しなければならない。

- 2 出店者は販売した物品で購入者に損害や被害を与えた場合は、全責任を負うものとする。実行委員会は一切の責任を負わない。
- 3 出店者は搬入・搬出、及び販売中に出店者が起因する事故・けがなどが発生した場合、全責任を負うものとする。実行委員会は一切の責任を負わない。

(補 則)

第10条 この規則に定めるもののほか、この規則の実施に関し必要な事項は「高梁川流域『倉敷三斎市』実行細則」で定める。

附 則

この規則は、平成17年6月20日から施行する。

この規則は、平成28年6月14日から施行する。

高梁川流域「倉敷三斎市」実行細則

(開催日、時間)

第1条 高梁川流域「倉敷三斎市」の開催日、時間は毎月第3日曜日、午前8時から午前11時とする。但し、高梁川流域「倉敷三斎市」実行委員会（以下、実行委員会）の判断で、開催日、時間を変更することができるものとする。

(出店許可)

第2条 高梁川流域「倉敷三斎市」へ出店しようとする者は、別紙「高梁川流域『倉敷三斎市』出店申込書」を原則として実行委員会が指定した日迄に必要な事項を記入の上、事務局宛て提出し、実行委員会から「高梁川流域『倉敷三斎市』出店許可証」を受けなければならない。

2 出店の際には店舗前面のお客様から見やすい場所に必ず上記「高梁川流域『倉敷三斎市』出店許可証」を掲示すること。

3 出店者は、出店許可・場所を第三者に再貸しをしてはならない。

(出店料)

第3条 1区画（間口1.8m。奥行き1.8m）3,500円。但し、原則として最大2区画までとする。

2 半年間の優先出店権を申し込んだ者に対し、実行委員会の判断で、出店料の割引をすることができる。但し、期日までにこれを支払った場合に限る。

3 既に支払った出店料は返金しない。但し、朝市が開催されなかった場合は、この限りではない。

4 出店料の支払方法、期日については別に定める。

(販売品目)

第4条 食品の販売にあたって倉敷市保健所の手続きが必要な商品については、これを出店者の責任で行うこと。

(器材)

第5条 棚・机・椅子・電源・水・テント等の必要な器材は原則として出店者で用意すること。

(出店の可否、及び出店位置)

第6条 実行委員会で出店の可否、及び出店位置を決定し、その理由については公開しない。

(出店者の駐車場)

第7条 高梁川流域「倉敷三斎市」への出店者の駐車場は原則として実行委員会が確保するが、その責を実行委員会を負わない。

附 則

この細則は、平成17年6月20日から施行する。

2 第3条第1項（出店料）の改正規定は、平成26年9月22日から実施する。

3 第3条第2項（出店料）の改正規定は、平成28年6月14日から実施する。